

令和6年度第2回三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事概要

日時：令和6年11月22日（金）10:00～12:00

場所：三重県勤労者福祉会館 第2教室

1 出席委員(11名)

青山 弘忠、対馬 あさみ、山本 壽人、奥野 敏、佐々木 光明、
田上 清乃、竹村 浩、中野 智行、早川 武彦、藤田 典子、松浦 直己

2 傍聴者 なし

3 会議の公開・非公開 公開

4 報告

(1)「子どもを虐待から守る条例」に基づく年次報告について

(2)「子どもを虐待から守る条例」の改正について

【委員】

- ・支援機関の連携が難しい状況が続いている。権限を持った調整機関が必要ではないか。

【事務局】

- ・支援機関につなぐコーディネート機能は重要であると考えます。各機関が主体性を持って対応していく必要がある。

【委員】

- ・一時保護決定の際、子どもの意思に基づく措置の検討が子どもの最善の利益につながるのではないかと懸念しています。

【事務局】

- ・子どもの最善の利益を考えた際には子どもの意に反する対応をする場合も出てくる。しっかり子どもに説明をして、子どもの意見を最大限反映できるようにする。

【委員】

- ・虐待を受けた児童の安全確保だけでなく、虐待を行ってしまった家族となったことについて対策を検討していくことが大切である。

【事務局】

- ・保護者支援プログラムの中で考えていきたい。

【委員】

- ・保護者を守って子どもが幸せになるという視点が重要である。しかし、子どもだけに目が行きがちになりやすい。虐待を未然に防止するために、保護者を支援す

るという観点が重要である。

- ・ 県民に改正した条例を周知することが大切である。

【委員】

- ・ 一時保護決定時に子どもの意見を聞くことは大切であるが、進行管理しているときに子どもの思いをどのように捉えていくのかが今後の課題となると思う。

【事務局】

- ・ 一時保護決定時、一時保護解除時、施設への入所時等の子どもの生活に大きな影響があるときに、子どもの意見を聞いている。児童相談所では面接を通して、子どもの安心安全のために、子どもと一緒に考えるケースワークを実施している。権利擁護という観点をさらに意識した視点としていきたい。

【委員】

- ・ 相談窓口で相談することは子どもにとってハードルが高い。子どもの居場所等で気軽に相談できる人が、子どもの声を聞き取ったときに相談窓口と連携できるようにしていくことが重要である。

【事務局】

- ・ 子どもが相談しやすくなるように、子どもの権利擁護についての条例の内容を、子どもたちに届くように啓発したい。
- ・ 子どもに近い立場の人には、虐待に気づいた際、児童相談所への通告義務が求められている。虐待の通告件数は市町の機関、警察、学校によるものが上位となっている。学校から直接、児童相談所に通告がある場合もあるが、学校が市町の要保護児童対策地域協議会に連絡し、市町の機関から通告がある場合もあるため、より一層、子どもに近い立場にある関係機関との連携を密にして把握していく必要がある。

【委員】

- ・ 子どもの声を聞く機会が少ない。ケース会議で児童相談所と学校の見解を一致させることが必要。子ども自身が声をあげることも必要。

【事務局】

- ・ 子どもが被害に気づいていないことがある。周りの大人が変化に気づいていく仕組みが必要である。学校現場では、児童虐待気づきリストを活用している。

【委員】

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく実施件数のところで、令和5年は出頭要求5件、援助要請4件となっているが、学校現場では難しいケースもあるのではないか。

【事務局】

- ・ 子どもの安全を優先しながら対応となる。子どもの安全を守ることができない場合は臆することなく実施することが必要。

【委員】

- ・警察との連携について、警察への援助要請ばかりに焦点をあてるのではなく、警察の少年課が行っている居場所づくりや事前対策の部分も意識してほしい。

【事務局】

- ・福祉と関わりの深い生活安全課と具体的なケースを通して連携をとっていく。

(3) 「三重県一時保護施設の基準を定める条例」の制定について

【委員】

- ・来年から一時保護時の司法審査が始まるが、どのような体制をとっているのか。申請書作成にあたりA Iの導入や、司法審査のための児童相談所職員の増員について伺いたい。

【事務局】

- ・一時保護開始から親権者等の同意がある場合等を除き、7日以内に裁判官に対して一時保護状を請求しなければならない。それに向けて、津地方裁判所と検討中である。
- ・組織体制については、予算も含めて、弁護士を増員、事務職員の確保を中心に検討中である。
- ・A Iの導入については国から未通知のため、申請書作成は、当面の間はケース記録をもとにする。簡略化し、スムーズに対応したい。

【委員】

- ・運用にあたって子どもが納得する説明内容が大切だと思う。県内の一時保護専用施設においても本条例の基準が適応されるのか。

【事務局】

- ・本条例は三重県の児童相談所に併設されている一時保護所を対象としている。養護施設、乳児院等の一時保護専用施設は養護施設、乳児院等の施設設備の基準を遵守する。

【委員】

- ・一時保護経験がある子どもたちからは、すべての権利において制限が多く、制限を受ける期間が長いという声がある。全国では一時保護を延長して半年近く施設にいる子もいる。条例とは別になるが制限の期間を短くすることも検討してほしい。

【事務局】

- ・一時保護期間を短くするためのケースワークをしていく。外出、登校について制限があるので、通学支援、登校支援を試行運用中である。来年度以降もできるよう予算要求していく。

【委員】

- ・一時保護施設の職員からの説明で終わりではなくて、合意形成が重要である。
- ・子どもアドボカシーの観点からも職員と違う立ち位置の人も必要だと思う。
- ・学習権の保障について考えていることは大切だと思う。

(4)「三重県社会的養護推進計画（I期）」の策定について

【委員】

- ・施設の高機能化や定員数を減らすことが進んでいるが、それが原因で混乱している現状がある。目標数値を高めることだけでなく、施設の在り方を考えていけるとよい。

【事務局】

- ・計画のため目標の設定が必要である。三重県の実情にあった形で進めていくことが重要であるため、検討会議でも議論を進めている。

【委員】

- ・施設退所3年後の就労状況の数値が上がっている。積極的な取組があったのか。

【事務局】

- ・退所前からの自立支援策や、施設や里親を頼れる仕組みをつくり取り組んでいる。

【委員】

- ・子どもの権利擁護をサポートする人材の育成とはどのような人材で、どのような働きをするのか。
- ・親子関係再構築や特別養子縁組等に備える継続的な支援体制づくりはどこが担うのか。関係機関同士の支援の輪をコーディネートするのはどこの機関なのか。

【事務局】

- ・子どもの権利擁護をサポートする人材の育成は、アドボケイトの育成である。施設の職員にかかる子どもの権利擁護についての理解促進を強化する。
- ・児童相談所、市町の要保護児童対策地域協議会、こども家庭センターが状況に応じた役割分担を含めて体制整備していきたい。

【委員】

- ・要保護児童においても、家庭養護優先原則が保障されるということを念頭に置いていることを知っていただきたい。

(5)「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」の策定について

【委員】

- ・学習支援は、成績を上げるということが多い。子どもの学ぶ意欲を高めるため

に、どのような学習支援ができるのか。

【事務局】

- ・成績を上げると進学や就労に結び付くが、それだけではなく、地域未来塾や子どもの居場所の中で地域の方との交流の中で、子どもが将来の方向を見つけていくことが本来の学習支援だと思う。

【委員】

- ・子どもの居場所でどのような「生活の支援」ができるのか。「生活の支援」の箇所への記載ではなく、「身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備」の箇所への記載の方が実情に当てはまり、適当ではないか。

【事務局】

- ・「身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備」は、関係機関の連携も含め、相談しやすい支援体制として、各分野横断的なものと考えている。また、第6章の「取組の視点」である「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない体制の構築」において、(1)～(5)の柱にわたるものである。
- ・子どもの居場所を「生活の支援」に記載した理由は、本来の子どものあるべき生活というのは孤立するものではなく社会と交流していくものであるという考えのもとで、「生活の支援」の箇所に記載した。継続的に続けていくということは大切な視点であるので、意見を参考にしたい。

【委員】

- ・子どもの居場所の運営はボランティア活動や余暇活動としている側面が多い。そこに、「生活の支援」があてはまるのか。たくさんある子どもの居場所の中から、子どもたちとずっとつながり続けて支援につなげていくところもあれば、その場限りで楽しい場所としてのところも大切だと思っているので、もう少し伝わりやすく示すことができたらと思う。

【委員】

- ・子ども食堂は居場所として大切だが、予算面で厳しいところがある。既存の飲食店に併設したり、協力してくれる企業とつないだり、これまでのノウハウを共有したりして増やしていければと思う。

【委員】

- ・今回の計画で「子どもの貧困の解消に向けた対策」と「ひとり親家庭等支援計画」を1つの計画にするということで、これまでの支援のあり方に変化があったのか。または、これまでの支援のあり方に対する強化なのか。本計画の特徴を知りたい。

【事務局】

- ・ひとり親家庭の約半数が貧困状態であることと、子どもの権利に対する考え方が

近年、重要視されていることから、社会からの孤立を防ぐことと、子ども最善の利益を守るという両計画の目的が合致するため、一本化した。

【委員】

- ・近年、社会的孤立がさまざまな形で課題となっている。就労支援だけでなく、地域との関係性の構築が必要になってきている。このことは、大きな社会的な変化だと思う。支援のあり方に変化があるのではないか。

【事務局】

- ・社会的孤立を防ぐということについては重要視しており、第7章の「身近な地域における子どもと保護者の切れ目のない支援」のところで孤立への対策を強調している。

【委員】

- ・ひとり親家庭がすべて貧困ではない。計画名に「貧困」と「ひとり親家庭」を並列に記載することで、不快な思いをされる方がいるのではないか。

【事務局】

- ・ひとり親家庭自体に問題があると位置づけていない。説明の際には不快な思いをされる方がいないように気をつけていきたい。

【委員】

- ・身近な地域で支援する際に、市町の母子・父子福祉センターの母子・父子自立支援員の役割は大きいと思う。

(6)「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について

【委員】

- ・保育士不足が課題となる中で、保育補助をしてくれる方が増えると保育園を運営する側は助かる。県として制度化してほしい。

【事務局】

- ・制度化できるよう検討して、国へ要望していく。

【委員】

- ・保育士は賃金、休暇等の待遇面を理由に短期間で離職する人が多い。待遇の改善が必要である。

【委員】

- ・市町が立てた計画に対して、県が適切に支援、指導していくことが重要。市町によって取組に格差が生じて、県民に影響が出ないようにしてほしい。